

河内長野市中学生地域クラブ連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 この連盟は、河内長野市中学生地域クラブ連盟（以下、「地域クラブ連盟」という。）と称する。

(定義)

第2条 本規約において「地域クラブ」とは、河内長野市在住の中学生を対象に、継続してスポーツ・文化芸術活動に親しむことができる社会教育の機会を提供し、本連盟に登録する団体をいう。

(所在)

第3条 本連盟は、事務を処理するための事務局を河内長野市役所文化・スポーツ活性化課（大阪府河内長野市原町一丁目1番1号）内におく。

(目的)

第4条 地域クラブ連盟は、スポーツ・文化芸術活動を通じて、子どもたちの心身の健康増進、多様な世代の交流促進、地域コミュニティの活性化、青少年の健全育成を目指し、中学校部活動の教育的意義を継承・発展させた新しい価値の創出並びに持続可能で多様な活動環境を整えることを目的とする。

(活動方針)

第5条 地域クラブの活動は、学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン（令和4年12月 スポーツ庁・文化庁）、大阪府部活動の在り方に関する方針（令和5年8月 大阪府・大阪府教育委員会）並びに河内長野市中学校における部活動のあり方に関するガイドライン（平成30年4月 河内長野市教育委員会）に基づいて行うものとする。

(活動内容)

第6条 地域クラブは、中学生が参加できるスポーツ・文化芸術活動等を実施する。

2 地域クラブは、中学生が安全に活動できるのであれば、活動種目は問わず、レクリエーション等の活動も可能とする。

(活動場所)

第7条 地域クラブは、活動場所を独自に用意することを基本とする。

(学校施設の使用)

第8条 地域クラブが市内学校施設を使用する場合は、河内長野市学校設備使用条例に基づき、現状有姿で使用するとともに、地域クラブ及びクラブ員は、施設を利用する際に当該施設を管理する学校長及び事務局の指示に従うものとする。

(活動時間)

第9条 地域クラブの活動時間は、平日2時間、休日3時間を上限とし、休養日を平日、

休日それぞれ週1日以上を設けなければならないものとする。

ただし、週11時間程度に留まり、且つ週2日以上 of 休養日を設ける場合は、休日3時間の上限を超えて活動することを可能とする。

(大会等による振替)

第10条 大会への参加等やむを得ない事情により、1日の上限を超えて活動した場合は、休養日を振り替える等、速やかに活動時間を調整しなければならない。

第2章 事務局

(職務)

第11条 文化・スポーツ活性課長(以下、「課長」という。)は、地域クラブ連盟を代表し、事務局による業務を統括する。なお、課長に事故あるとき又は課長が欠けたときは、文化・スポーツ活性課長補佐がその職を代行する。

(業務)

第12条 事務局は、本規約の定めに基づき、次の業務を執行する。

- (1) 地域クラブの登録受付、認証審査、証明書発行
- (2) 地域クラブ指導者に対する研修の実施
- (3) 地域クラブの実施状況管理と必要に応じた調査、助言、指導等
- (4) 中学校との連携の促進
- (5) その他、地域クラブ運営に必要な業務

(委託)

第13条 課長は、前条の業務の全部又は一部を外部に委託することができる。

(登録数の調整)

第14条 地域クラブ連盟は、地域クラブの登録人数やその他の事情により、その数を増減することができる。

第3章 指導者

(指導者の責務)

第15条 指導者は、適切な指導を行うため、地域社会の一員として円満な人格を形成し、常に自己研鑽に努め見識を高める。

- 2 指導者は、競技力向上だけでなく、他校や異年齢との交流の中で、生徒同士や生徒と指導者等との好ましい人間関係の構築を促すとともに、自己肯定感、責任感、連帯感の涵養等、子どもたちの豊かな人間性の育成に寄与する。

(指導者の資格)

第16条 指導者は、青少年健全育成に対する熱意を有し、スポーツや文化芸術活動の指導に専門技能を有する者とする。

- 2 事務局は、こども性暴力防止法に係る日本版DBS制度に基づき、指導者の性犯罪

歴の有無を確認することがある。

(指導者の研修)

第17条 指導者は、少なくとも年に1回は、大阪府、河内長野市もしくは河内長野市教育委員会が実施する指導者研修会等に参加しなければならない。

(教職員及び公務員、被雇用者の兼職兼業)

第18条 専門的な知識や技量があり、且つ地域クラブでの指導を希望する教職員及び公務員、その他被雇用者は、その者のサービスを監督する教育委員会、任命権者又は雇用の許可を得て、指導者として従事することができる。

第4章 組織及び会計

(登録)

第19条 本連盟への登録を希望する団体は、以下の書類を作成のうえ、事務局に提出し、その承認を受けなければならない。なお、ウェブサイト又はメール等での提出を可能とする。

(1) 登録申請書(様式第1号)

(2) 規約(目標、入退会、会費等が確認できるもの)

2 事務局は、提出された書類の内容を審査し、不備や会費の金額等によって登録が許可できない場合を除き、登録証明書(様式第2号)を発行する。

(役職者)

第20条 地域クラブには、以下の役職者を置く。なお、役職は兼ねることができ、代表者の変更があった場合は、速やかにその旨を事務局に報告するものとする。

(1) 代表者 クラブを代表する責任者

(2) 監督 クラブの活動や試合等の指導を総括する者

(3) コーチ 練習計画や技術指導を行う指導者

(4) 連絡責任者 各種連絡、調整を受け持ち、クラブ員への周知を行う者

(5) 会計 クラブの会費等の管理を行う者

(クラブ員の管理)

第21条 地域クラブは、クラブ員の健康状態に配慮するとともに、地域クラブ活動における事故防止に細心の注意を払うものとする。

2 地域クラブは、地域クラブ活動に係る事故が発生した場合は、クラブ員の安全確保を最優先に対応する。また、速やかに事務局に報告するものとする。

(脱退及び除名)

第22条 地域クラブが本連盟を脱退しようとするときは、その理由を附して脱退届(様式自由)を書面により事務局に提出しなければならない。

2 事務局は、指導者及び地域クラブが本規約、関係法令及び関係例規等に違反するとき、又はその他課長が不相当と認めたときは、課長の承認のもと当該指導者及び地域

クラブの登録を取り消すことができる。

(遵守事項)

第23条 地域クラブに所属するクラブ員、役職者、その他地域クラブ関係者は、本規約のほか、次の各号を遵守しなければならない。

- (1) 第4条の目的達成を妨げる行為又は公序良俗に反する行為を行ってはならない。
- (2) 反社会的勢力に属する者との取引や交際等をしてはならない。
- (3) 性犯罪歴がある者は地域クラブの運営・指導に関わってはならない。
- (4) いかなるものであれ、人種、性、言語、宗教、政治その他の事由を理由とする個人、集団に対する差別を行ってはならない。
- (5) 地域クラブ内において、宗教又は政治活動を行ってはならない。
- (6) 地域クラブ内において、営利・売名等を目的とした活動を行ってはならない。

(参加費)

第24条 参加費は、年会費と月会費とする。

- 2 参加費は、活動の運営・維持に必要な範囲で可能な限り低廉な額とし、生徒や保護者等の理解を得なければならない。また、納入方法等は、各地域クラブにおいて設定する。
- 3 地域クラブは、公正かつ適切な会計処理を行い、組織運営に透明性を確保するため、関係者に対する情報開示を適切に行う。

第5章 事故の責任

(事故等の責任)

第25条 地域クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において施設、設備を破損若しくは亡失したときは、当該クラブが弁償の責を負うものとする。また、直ちに事務局に報告するものとする。

- 2 地域クラブ及びクラブ員は、クラブ活動中において故意又は過失により第三者に損害を与えた場合は、その損害を賠償するものとする。
- 3 地域クラブ活動中に起きた事故等に関しては、中学校は一切の責を負わない。

(傷害・賠償保険への加入)

第26条 地域クラブは、傷害・賠償責任保険に加入する。傷害・賠償責任保険の対象は、クラブ員及び指導者（活動に関係するすべての指導者）とする。

第6章 個人情報の管理

(個人情報)

第27条 地域クラブ及び事務局は、地域クラブ活動における個人情報を、適切に管理し、地域クラブの円滑な運営を目的としたものに使用する。

- 2 事務局は、下記に示す場合を除き、本人の同意を得ることなく個人情報を第三者に

開示又は提供をしない。また、開示又は提供先において、個人情報の不適切な流出防止をはじめとする保護のための措置が確保されるよう努める。

- (1) 業務委託先、指導者等に運営上必要な範囲で開示・提供する場合
- (2) 法令等により開示・提供が求められた場合

第7章 支援

(援助)

第28条 地域クラブは、本連盟に登録を行うと、以下の援助を受けることができる。

- (1) 河内長野市学校設備使用条例に基づく学校施設使用料
- (2) 活動に関する情報発信
- (3) その他、課長が認めることができるもの

第8章 その他・附則

(その他)

第29条 この規約に定めるもののほか、事務取扱い等は課長が別に定める。

(附則)

この規約は、令和8年●月●日から施行する。

(準備行為)

この規約の施行日前においても、地域クラブ連盟への登録手続き等の必要な準備行為を行うことができる。